

治安及び地方制度委員會議錄第三十六号

て片岡君が御出席になりました。

は、去る十一月十五日、縣の認定いたし

ない所もあると思う。また現在の治

す。でありますから全體の三萬對九

の不足を來たし困難を感じる。巡查

畏の古参の者を、便宜警部補と同格に扱つて任命するように、便法かとれなないであらうかどうかといふことを言つております。

第八點は、市町村財政の上から見ま
して、町村合併をしなければやりきれ
ない。それからまた國家警察の經費は
一定の時間以後は全部國庫の負擔とな

るのであるが、これは一面縣の立場として、縣と警察との關係が離れてしまふといふことになるのではないか。全部國庫が負擔しては、窮屈で動きがとれなくなるような弊がある。

第九點といたしましては、この警察制度の大變革に際しまして、警察官の人心が相當に動搖いたじておる。これは人情の上から見てやむを得ないことであると思うが、憂慮すべき事柄である。經濟警察の方は、制度の將來が全然縣としては不明であるから、一層動搖がけしように見受けられる。

第十點といたしましては、千葉縣のごとき短期間の準備期間をもつて實施に移さんとするのは、非常に困難がある。さりとてこの準備期間をあまり長くすると、前述のような動搖を大きくして、弊害を多く伴うことになるからして、これらの點は慎重に考慮を拂ふ必要があると思う。こういうようなことをまだ數點申し上げましたが、長くなりますので省略いたしますが、こういうことを言つておつたのであります。

これらの諸點に對しまして、ちよほど出席をせられた内務省の加藤企畫課長が一々答辯をしておられたのでありますが、これらの點につきましては、なお本委員會におきまして、委員の各位からも御質問があり、政府當局

も御出席になつておりますから、私が御報告の事項といたしますよりは、これから御審議事項にしたいのだいなかたが適當かと思ひますが、この程度で報告を終ります。

○門司委員長代理 それではこれより前日に引續きまして質疑を續行いたします。松澤兼人君。

○松澤義委員 二、三の點について御質問申し上げたいと思います。第一の點は、他の委員諸君からも御指摘になつたところでありますが、この警察法の目的とするところは警察行政運営

の民主化、地方分權という狙いであるように承つてゐるのであります。これにたいへん結構なことではありますが、同時に反面、警察力というものを非常に弱體化するおそれがあるといふことは、憂慮すべき事態ではないかと考へるのであります。なるほど定員は三萬人増加せられたのでありますが、全體

ると考えるのであります。これにつ
ましては、各級の警察學校というものが
將來できることになつてゐるのであ
ります。しかしこういう警察官の練
習、訓練をやる機關というものはす
でに存在してゐてもそういう場合にお
いても、素質の低下が避け得られな
かつた現状からして、よしんばそ

養の障礙があるに過ぎない。將來素質の低下あるいは警察力の弱体化ということが起ることは、必然であると考えられるのであります。この點について當局は、いかなる方法によつて

てこの弱體化していかんとする。強
的な傾向、及びさらにこの改正によつて結果せられるであらうと考えられ
弱體化につきまして、措置を講ぜら
るお考えであるか、伺いたいのであ
ます。また最近における警察官の募
状況というものが、警視廳あるいは
の道府縣におきまして、非常に思わ

いては、思うようなぎみの取締りが
われないだろうということが想像さ
れます。すでに國家的な統制の中にあ
ても、あるいは府縣においてもその
締りは必ずしも一律でない。政府の
求せられるような統制が行われてい
いということが、卑近な例でありま
が、東京、大阪あるいは兵庫などに

いでの第三、國人等の關係において、
 ずしも一律でなかつたという實例も
 であつたのであります。これがさ
 に警察力が地方的に分散せられ、し
 も市町村の財政的な負擔力に應じて

ときには、國家が要求する法律が平行的に行われなければならないことが起つてゐることは、必然であると考えられるであります。かくのごとく法律の執が、土地の状況や市町村の財政力につて、差別が生じてくることは好ましくないのでありますが、全體的な一

○久山政府委員　警察力が、こういうたような警察制度のもとにおいてはより一層弱体化するおそれが非常にあるという點について、ただいまお話になりましたことは、私どもも非常に

す。この制度を採用いたします根本
考え方としては、お話にありました
うに、現在わが國がおかれてい
る立からいたしまして、いわゆる民主

申しますか、兵主主義的な純粋の上
國家の再建をはかることが、至上の
念として取り上げねばならない状況
なつておると考えるのであります。
れを運営していく場合の運営の仕方
して、國家的な統一を強化する面、
つて治安の維持という面からいたし
すれば望ましい考え方と、地方分権

強化して、眞に民主的な地方の自治、即した治安維持のやり方において、ずれも重點に置いて新しい警察制度を立てるかという、この二つの問題の和ということに非常な苦心をいたした結果、本法案は、一方において地方權を非常に強化いたしました自體警察と、國家全股の治安維持といふか、國家的統一を保持するといふ面からの要求によります國家地方警察と、二つの建前になつておるのであります。こういう制度をとりますためにそれまでの間全體的な統一を損うことも出てまいりますことは、こういう建前に立つた制度を打ち立てた以ては、萬やむを得ないと考えるのであります。國家の法令の執行に際しては地方的な要求が國家的統一といふ面

ら、現在よりも弱くなるのであります。が、それはこの國家的な法令の精神をよくこの地方の實情に適合せしめ、地方的にこれを立派に運営していくことの方が必要であると考えるのであります。その間のずから一種の地方的な要求を活かしながら、しかもそこに國家的な統一を損わないというところが、眞の民主的な制度の建前であらうと思ふのであります。いろいろ國家制度の結果、地方的な實情による執行の程度の差異が、現在以上に生じてくるのはむしろ當然だと考えるのであります。従つて經濟警察というようなものでも純然たる地方的な實情に任すことが、國家の統一にも、統制經濟の運営にも支障があるものは、この際この制度のもとに警察が擔當することゝ適當でないということで、先日お話し申し上げたように、近く成案を得て別個の組織において、これを運営するように考へてゐる次第であります。この優秀なる素質のよい警察官を得ることが、何と申しまして、いかなる制度のもとにおきましても、立派にその本來の目的を達する上に必要なことでありまして、これにつきましては、從來とも努力を續けているわけでありまして、何と申しまして、刻下の財政經濟的な事情というものが全般的においかにさつておるのであります。警察に従事する者のみか他の一般の社會の水準を超えて、特にこれに特別の待遇を與へ、特別に優秀なる者のみを採用し得るような方法も實は困難なのであります。これは結局國民全體がよく、こういう時代におきまする警察官の任務、治安の維持というふうなことに對する理解ある協力をさ

れるということが、どうしても立派な人を得る基礎的な條件になると考えるのであります。もちろん政府といたしまして、苦しい中で待遇の點につきましては、今後一層こういう制度ができましたら、上は大學校的な内容の充實と同時に、各地方警察本部にも地方警察學校を完備いたします。府縣毎にも現在ありますものを一層充實いたしまして、少くとも教養の點においては、缺くることのない制度の完備と相ましまして、一般の國民の心からなる理解によりまして、現在日本のいろいろな條件のもとにおいて、できます限り優秀な人が警察職を奉ずることができるようになり、また警察官につきましまして、一層あらゆる面からの教養を高めまして、かかる制度によりまして、警察官の素質の向上という點につきましては、今後最も力を入れて、いろいろ警察の分散いたしますことから生じます缺點を補うことに最善の努力をいたしたい、かように考へておるのであります。非常に難解な説明でございますが、大體さういふように考へております。

○松澤(参事) 先ほど、やみの取締りのことを例に引きまして申し上げましたことは、誤解があるようでありますから、もう一度申し上げます。やみの取締り等においても、府縣ごとに從來の取締りが違つておつた、そこで一つの法律が執行される場合におきまして、その自治體の警察の組織、あるいは定員、財政負擔等の關係から、眞に國家なり、あるいは政府なりが要求するような法律の執行が一律に行われな

の執行が地方的に差別があつて、それによつて受ける利益、不利益が國民に平等に行われないということとは不合理であるので、かかる市町村のいろいろな事情による法律の平均的に行われたいという問題に對しては、どういふ方法でこれを、一律平均的に法律の執行が行われるようにするかということの質問に對しまして、先ほど申しましたやみの取締りでも、徒來いろいろと差別があつたという引例にしたわけでありまして、この點はさらに御答辯願いたいと思ひます。

○久山(政府委員) 地方的な状況によりまして取締りが一律にいかない、いろいろその土地々々の事情等によりまして、取締りの差異があるということにつきまして、どういふふうなこれを矯正する方法があるかという點につきましては、現在統一的に國家が運営をいたしておるのであります。もちろんさういふ中におきましても、地方的な實情によりまして、主として、差異が生じます。しかし、主として、地方的に差異があるというところの一番大きな問題は、經濟警察に關して起ることが多いと思ふのであります。それ以外の點に就きましては、あまりさういふ地方的な差異というものが少いのであります。要するに經濟に關するいろいろな警察の問題につきましては、相當その地方の實情によつて、重點が違ひ、またそれに対する扱いがいろいろ違つておることは、ある程度やむを得ないのであります。現在におきまして、その地方々々によりまして、いろいろ取締りの内容について相

違があることは、ある程度認めておる
のであります。ただそれが、この新し
い制度の上におきます場合におきま
しては、自治體においては自治體自身が
最高の警察の責任と權威をもつわけで
ありますので、おのずと自治體のみの
利害に拘泥いたしまして、一層ある種
の、殊に經濟的な關係における警察に
關しましては、著しくそれが自治體本
位に偏しまして、國家としての全體の
施策を害するといふような點につま
み、非常に心配されることが多、ので
あります。そういう點からいいたしま
して、特にそういう面から起りまする
利害によつて、國家の全體的な施策を
害するよるな經濟の問題につきまし
ては、この制度のもとにおきましては、
うまく運営がでないといふおそれが
ありますので、それは一貫した同じ組
織による統一ある取締のできますよ
うな組織に改めねばならぬので、現在
案を練つておるよるな次第でありま
す。それ以外の、本來の警察に負わ
された問題につきまして、地方ごと
に相違があつた場合の處置につきま
しても、これは自治體が責任者でありま
すので、ある程度この地方の實情が反
映いたしまして差異が生ずるといふこ
とも、これはもうどういふ建前をとり
まする以上、ある程度はやむを得ない
としなければならぬのであります。し
かしそれにもおのずから一定の限度も
ありましようし、何と申しましては、國
家の統一といふものを害するといふよ
うなことになるまでは、せつかくこ
ういふ制度をつくりました根本の趣
旨にもとるわけでありまうので、それ
はもう互いに協力し合ふといふふうな
ことによりまして、そういうまじく

な取扱から起りまする弊害を防ぐと
同時に、一般的な自治の原則、民主主義
の原則によりまして、一般の市町村の
自治體の住民が、自治の本旨を活かし
て制度の運営にあたるために、絶えず
そういうことを自覺いたしましてこの
制度の運用を監視する。道に、こ
ういふ制度を運営することによりまして、
そういうたよるな民主的な自治的な能
力の向上をはかるといふようなことに
よりまして、統一を害するよるな偏頗
な組織のないように、これはもう國民
がみずからの責任として、この運営に
あたるといふことが期待されるのであ
りまして、さらに犯罪等の檢舉につ
きましては、檢察廳の方の關係におき
まして相當の統一が保たれますので、經
濟警察のよるな特殊のものを除外いた
しますれば、まずこよういふ制度にお
きまして、よるな地方的な事情の相違に
よつて、統一が害されるよるなところ
までは、いくおそれはなからうと考
へておるよるな次第であります。

婦人警察官の問題につきましては、
これも、全體の職員と、警察が當面い
たしておりまする問題の眞點等の關係
によりまして、相當多數に採用してい
くことができるといふか、あるいは現在
の程度に止まるか。さらに考慮を要す
る問題でありまして、暴力的な犯罪が
非常に殖えまして、そよういふ方面に對
する警察の仕事の重點が非常に高まつ
てまいりまして、しかも全體の定員と
いふふうなものが限定されております
場合におきましては、いろ／＼婦人
警察官をせしめ擔當せしめることが適當
であるといふふうな部門が多數ある場
合におきまして、男子の警察官をし
てこれにあたらしめ、そよういつたよう

な二齊取締り等の場合におきまして、
それを運用していくといふふうな必要
性が強いよるな狀況——おそらくこれ
は當分そよういふ狀況が續くのではない
かと想像いたされるのであります。が、
そよういふ點から、こ當分婦人警察官
の人数といふふうなものは、そり現在
以上に殖やしていくことは困難ではな
いかといふよるな考慮を要するものであ
ります。鐵道の方に新しく司法警察權を
もつことを認められました人員の數
は、たしか八千名くらいであらうと記
憶いたしておるのであります。海上
保安廳の方は、まだ定員が何名とい
ふところまでは的確に話が進んでおらぬ
のではないかと。殊にこよういふ新しい警
察制度のもとにおきまして、海上にお
ける一切の警察が海上保安廳の責任に
かかつてまいりますると、從來考えて
おりましたよるな、沿海の部分のみを
擔當するよるな狀況で考えておりました
海上保安廳の機構なり人員等につき
まして、さらに考え直さなければならぬ
かと考へるのであります。現在どの
くらい人員をもつてこれにあたるこ
とが適當であるかといふことにつ
きましては、なお運輸省の方面と接續中
であります。現在何名くらいを考へて
おるかといふところまでは、まだ的確
に話が進んでおらぬのであります。警
察官の定員につきましては、この法律
に書いてあります三萬といひ、九萬
五千といふのは、これは警察の定員で
ありまして、警察の仕事を行いたし
まする上に、必要な警察官以外の警
察職員といふものは、この定員の中に
はいいつておらぬのであります。をし
て現在何人くらい警察官でない警察職
員がおるかといふことは、後刻、少く

とも現在の人員につきましては、調査
いたしまして御報告申し上げたいと存
じますが、相當數のそよういつたよるな
職員がおるのであります。そよういつた
警察官及びそれに必要な警察職員の
配置の基準、どういふふうにしてこれ
を各市町村、あるいは國家警察に配置
をするかといふ點につきましては、い
ろ／＼考へておるものであります。が、
大體市町村が自由に、その要求に應
じて決定することができまうな狀況にな
りますればまた別であります。が、少
くとも現在の實員をそのまま固定いた
しまして、一應この經過的な時代にお
きまする警察官の配置といふものは、
大體現在その土地々々に必要として配
置いたしておりまする警察官の數とい
ふものを、根本として考へておるので
あります。何と申しまして、いろ／＼
警察的な要求から必要の數がきまつ
ておるわけでありまうので、まず現
在必要に應じて配置されておりまする
警察職員の數を基本にいたしまして配
分を考慮いたすのであります。ただ、
少くとも獨立して一つの警察をもつと
いふことになりまうと、現在は大きく
包含されて、その所に一人なり二人な
りが當時駐在をいたしておる、しかし
いろ／＼の總合的な警察の仕事は、一
つの警察署において相當の人員をもつ
てやつておるといふ場合に、これをど
ういふふうに分散するかといふ問題
は、いろ／＼考へられるのであります
が、少くとも最低限度四名とか五名と
かいう程度の人がおられまうと、ど
うしても獨立した警察としての職務が最
小限度行えないのであります。これも
現在の實員を離れて考へますれば、私
どもどうして十四、五人といふもの

が、最低限度の警察署の人員の單位で
あると考へるのであります。これを
現在實をそのまゝくづげにしてい
なければならぬ過渡的な狀態をいたし
ましては、そよういふことも言えないの
であります。あるいは三人なり四人
なりの警察官の配置を、獨立した警察
における最低の單位をいたしまして、
九萬三千九百三十七人といふ現在の人
員の配置されておりまする狀況を大體
基本をいたし、しかもこの獨立した最
低の警察をもつ場合には、どうして
四、五人といふところを基準にいたし
まして、全體の割振りを現在いたして
おる、こよういふ狀況であります。
それから地方自治財政が確立いたす
のはいつであるかといふことであり
ますが、これはいつになりまうか、現在
はつきり見透しはつかないだらうと思
うのであります。一應都道府縣と國
家が半々に分擔をいたしまして、現在
の警察の費用を賄つておるのであり
ますが、これを配分する仕方を變更いた
しまして、自治體がそれ／＼府縣と國
家の關係でなく、みずからの費用で一
應現在實を賄うことができればよるな
場合には、これはおそらく通常議會に提
せられまして、それが決定いたしま
すれば、四月早々から實施することにな
ると思ふのであります。それがただ
ち、こで申します地方自治財政の
確立と言へるかどうか、あるいはその
際にさらに、一般的な租税の問題等
につきまして新しい法律ができまし
て、これで確實に地方自治財政が確立
したのであるといふふうになりまう
とはいつてあります。ちよつと私今こ
こでその見透しを申し上げることはで

きないのであります。
○門司委員長代理 松澤君、よろしゅうございますか。

○松澤(兼)委員 もう一つこの三十九條でしたか、「都道府縣國家地方警察の機關及び職員に關する細目的事項は、國家公安委員會がこれを定める。」

と、この點にどうも私は多少疑問があるように考えられるのであります。この中に、それから全體的な連絡というものは、國家公安委員會の職務の中における第一項の中におきまして、警察通信施設に對して自治體警察が、これを利用することができるとある規定があるだけでありまして、第二項の犯罪鑑識施設等に對しても、やはり地方自治體警察がこれを利用できるようにするのが適當だ、こう思われますし、その點が多少私に希望と申しますか、意見と申しますか、これではどうも自治體警察といふものが高い水準において運営されない。そのために、もう少し國家的な組織と、自治體の個々の組織とが、密接に結合される必要があるというふう

に考へるのであります。この點は多少私の意見といふことになつておりますが、なお六十七條には「都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び警察官または警察吏員と檢察官との關係は、別に法律の定めるところによる。」といふことになつておきまして、ここで多少連絡的、あるいは協力的な運営が

できる見込みが生じてくるのではないかと、こういうような氣持もするのであります。この法律の内容はいかなるところをねらつてゐるのか、この點につきましてお聴きをいたしたい。

それから、この法律の特色といつたしまして、協力といふことだけが一つの法律的な義務になつてゐるのであります。が、どうも自分からそういうことを考へて言うのも變なことでありまして、やはり協力といふことだけでは、圓滑にこの警察法の運営といふことができないような氣がするのであります。たとえば六十七條の第二項には、

「國家公安委員會は、檢察總長と常に緊密な連絡を保つものとする。」これがやはり、連絡を保つといふ努力的な義務を國家公安委員會に負わしてありますけれども、はたしてこれがこの通り緊密な連絡をとれるような組織になるかどうか、實際の運営上多少ここに疑問があるものであります。これは先ほど申しましたように、多少意見になるかも知れませんが、もう少しこの統一的な點がほしい、こう考へるのであります。この點につきまして、別に法律の定めるところによる。」といふ六十七條の第一項の法律の内容といふものが、どういふことを内容とするものであるか、この點をお聴きしたいのであります。

○久山政府委員 三十九條にありますが、國家公安委員會が、都道府縣國家地方警察の機關及び職員に關する細目的事項を定めるといふことであります。が、大體その骨格的な事項は法律に書いてありますし、非常に細かな都道府縣國家地方警察の組織の内容に關しまする細目的な事項は、公安委員會が、

これを公安委員會の規則で定める、こういうことになつてゐるのであります。これはおそろしく市町村が自治體の條例でつくり出すのと違ひまして、自治體におきまします警察の任命なり、給與なり、服務なり、相當根本的な問題をつくる場合におきまして、どうしてもこれは市町村の條例をもつてしなければならぬと考へてゐるのであります。が、國家公安委員會が、都道府縣の地方警察の機關及び職員に關しまする、ここに書いてないような非常に細目的な問題につきましては、公安委員會の規則で定めるといふ程度で十分ではないか。自治體の方は公務員法の精神によりまして、その自治體、ことに警察運営の基本的な問題を定めるのであります。一方は大體國家公務員法の規定によつておきますし、職員に關しまする細目的な事項は、委員會の規則で十分ではないか、かように考へてゐるのであります。

それから鑑識の施設等につきましては、もちろん個々の警察が、最小限度の鑑識の施設を、それ自身が持つことももちろん必要でありますし、またおそろくそういうことになるだらうと思ふのであります。が、指紋とか犯罪手口とかいふ問題につきましては、どこかで統一的にまとめてこれを利用しなければ、その効果がありませんので、これは國家地方警察が地方におきまして維持管理いたしまして、警察全般の効果ある運営に資したいといふことのために、自治體警察の方に對しまして、一定の報告の義務を課してゐるのであります。もちろんその半面、これはすべての警察がこれを利用するといふ點は、都道府縣及び警察管區及び

中央に設けまします教養施設の場合とまったく同様、あるいはそれ以上でありまして、すべての警察が全部これを利用することによつて、初めて鑑識施設の國家で管理いたします意義があるのであります。それはおつしやいまして通り、そういう趣旨であるわけなのであります。

それから六十七條の、檢察官との關係は別に法律の定めるところによると申します事柄は、つまり犯罪の捜査につきまして、檢察官がどういふ程度に警察を指揮命令するか。現在の刑事訴訟法によりましては、犯罪の捜査につきまして、檢察官が警察官に指揮命令する權限をもたしてゐるのであります。現在の刑事訴訟法は早晩改正しなければならぬことになつてゐるのであります。その場合に檢察官と警察官との關係につきまして、相當根本的にいろいろの問題があるのであります。この法案を決定いたしまするまでは、その關係が實は、刑事訴訟法改正の問題として決定をいたしておらぬような状況でありましたので、決定をいたしておきますれば、むしろここにはつきりその關係をうたつたのであります。が、それがまだ刑事訴訟法の改正の問題として決定をみておられませんので、刑事訴訟法にその關係を譲つたのであります。一つの方の考へ方によつて、犯罪の捜査といふことは警察本來の仕事であり、それに對しては檢察官といふものは、公訴を提起するかどうかといふことを決定するだけの任務をもつものであるといふ考へ方と、現在の日本の刑事訴訟法がつておきますように、やはり犯罪の捜査に關しましては、檢察官が指揮命令ができるという

ふうになつてゐるか、あるいは警察官に協力を求める。警察が本來そういう權限をもつてゐるのであつて、檢察官は公訴を維持する建前上、さらに詳細な點について調べる必要がある場合に、警察の協力を求めることができるというふうな關係におくのか。その檢察官と警察との犯罪捜査に關しまするいろいろの問題が、まだ決定をいたしておられませんので、その關係をこの法律に課することにいたしましたのであります。が、大體現在の訴訟法がつておきますような建前に落つくように聞いておきますが、これはまだ最後の決定をみておらぬのであります。

○酒井委員 政府委員の御答辯、たいへん詳細にわたりました多うございましたが、質問者がなしたくさんございました關係上、結論的な御答辯を簡單にお願いしたいと思ひます。先ほどの例を申しますれば、地方財政はいつ確立するかといふようなことは、長々と御説明にならぬのも、見逃しがつかぬなつかぬと、こういうことではないと思ひます。

○大石(ヨ)委員 私はさくさく簡単に久山警察局長にお尋ねしたいのでございます。前文に「個人と社會の責任の自覺を通じて人間の尊嚴を最高度に」とございまして、この「最高度」とはいかなることとございましてか、御答辯をお願いしたいと思います。

それから二十一條に「日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨」とあります。これはどういふ政黨を意味するか、これをお聴きしたいと思ひます。それから試験制度についてお聴きたいと思ひます。すなわち司法警察の

刑事は、犯罪の検挙に忠實ならんとすればするほど、試験の勉強ができませんのであります。それでこの刑事にも常識を試験して、そうして試験制度でない方法をもつて昇進の途を講じてやつていただきたい。

それから、この警察法というものは憲法に次ぐ重大なる問題でございます。ゆえに私は、可及的速やかに、この治安委員会におきまして、公聴會を開催していただきたいと思つてござ

います。それで十人くらいの人々、すなわち二人くらいは警察官を選びまして、民意を聴く意味で一般民衆を八人くらいをここに呼んでいただいて、そうしてぜひとも公聴會を開催していただきたい。

それから公安委員會でございます。私はこれはぜひとも公選にしたい。ただきたいと思つてございます。何となれば、市長と結託いたしましたならば、いかなるにてもできます。それからもう一つ、市町村民にリコールを認めて欲しい。たとえて言いますと、こういうように市長と公務員が結託いたしましたら、いかなるにてもできますから、私はこれはオールマイティであると思つてございます。だからぜひとも私は、これを公選にしたい。いろいろ少くともこれは公選でないといふ、いろいろな弊害がでると思つてござ

います。それから現在の宮内省におります皇宮警察は、定員三萬人のうちにはいつておられますか。これをお聴きしたいと思つてござ

います。それから第十四條の「總務部、警務部、刑事部を含む以内」とは、あと

それから、ただいま松澤委員から、われ／＼同性の婦人の警官のことについて御質問がございましたが、私はそれを省略いたしました。今後婦人の警官は、ぜひともその婦人の個性を尊重して、刑事方面にも婦人警官を採用していただきたいと思つてござ

います。それから、御存じの通り現在日本の市町村は、非常に財政的に赤字で困却いたしております。そうすると、公務員と市長とが結託いたしました、ばくち場を設けたり、また淫賓館を設けたりして、ちやうど日本の國がメキシコのチワワのようになつたり、またモナコのような町ができる。これをいかにするか。私はこれをお聴きしたいと思つてござ

います。それから經濟警察のことでございますが、ただいま松澤委員がお聴きになりました通り、國の經濟政策を地方で區分するといふことは、私は非常に間違つておると思つてござ

います。それから、公安長官は安本の指揮を受けて、ぜひともこの經濟警察を指揮していただきたいと思つてござ

います。それから附則に「當分の間、これに恩給法の規定を準用する。」といふことがありますが、日本の過去は恩給亡國でありました。私はこれを一時賜金をやつておつてもつと給料を上げ

て、この恩給制度を全廢していただきたいと思つてござ

います。それから久山警保局長に御所見をお伺いしたいと思つて次第でござ

います。○久山政府委員 前文にあります最高度という意味は、もうその通りでありまして、憲法の十三條にありますように、個人として尊重される國民の權利というものは、立法その他國政

の上で最大の尊重を必要とするということに符合したものでありまして、その中で警察法を新しくつくり直す場合に、その人間の尊嚴を最も高く確保するといふところに、この立法の精神があるといふことをうたつたものであります。

それから公安委員の缺格條項に十日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體」といふのは、これは公務員法の人事委員の缺格條項にもないつておるのであります。具體的にどの政黨といふことはおそろくありませんし、現在こういうものがあれば、直ちにそれはそれ／＼法によつて取締られるのであります。現在には必要はないと思つてござ

います。それから公安委員の公選の問題につきましては、これは公選といふことも一つの考へ方であらうと思つてあります。それけれども、公選必ずしも警察の運営にふさわしい人が出るとも限りませんし、また警察の運営につきまして特別に主義政策を申しますか、そういうものを掲げて公選に開き、立候補するといふふうなことも、むしろ公選に公選をいたした自治體の長と自治體の議會と、兩方が承認し推薦する人によりましてこの運営を進めた方が、より警察の運営に適當な人が出る、かような見通しのもとに、公選という制度よりも、自治體の首長と議會の承認による任命という形式をとつたので

あります。それから昇級いたします場合の試験の制度につきましては、お話のありま

したように、これは試験の制度はとりまされども、その試験のやり方は、お話のよう、ただ紙の上の勉強をした者だけが通るということ、現在もすではとつておらないのでござ

います。それから、非常な實務に熟練いたしておれば、むしろ法律上の紙の上の勉強はできない者でありまして、どん／＼昇進していくことのできる途は現在もとつておるのであります。これは試験の方法、いたしまして、今後さらにそういうつたような面につきまして、一層考慮を加えていきたいと思つておるのであります。

それから皇宮警察の定員は、ここに申します一般的な警察官ではないのであります。國家警察三萬という定員の中にははいらない、定員外として考へておるのであります。

婦人警察官の問題につきましては、御意見等よく考慮いたしまして、研究をいたしたいと思つてござ

います。それから經濟警察の問題につきましても、お話の點を考慮いたしたのであります。それから、一應警察からははずして、別個の組織によつてこの運営をやつていくといふふもに考へております。過度のものは現在の警察も、ある程度これに關連をもつことになるかもしませんが、一應警察からははずれた別の組織でやつていくことを、今考へておるのであります。

それから恩給の問題は、これは警察官のみならず、全般的な制度の根本の問題でありますので、これはまた別の部門におきまして、十分考慮をいたし

ておることと考へるのであります。御意見は拜聴いたしておきたいと思つてござ

います。それから自治體警察であります、賭博場とかいつたようなものを、勝手につくるのではないかといふこと、勝手なことを、こういうことはやはり特別の立法手續によりませんと、それ自體犯罪を構成いたすような施設でありますので、自治體が勝手に賭博場をつくるといふふうなことは、おそろくできないし、またそういうことはい、かように考へるのであります。それから、五以内の部であります、現在に總務部、警務部、刑事部、この三つは少くとも必ず置かなければならぬと思つたので、ここに書いたのであります。その後／＼研究をいたしまして、警備部という部をつくりたい、従ひまして四つの部をつつて構成したい、かように考へております。

か。これをお聴きしたいと思ひます。

權利といふものは、立派なものである。

國に於ける生命といふものは、形を失ふとたつた。

門外漢といふものは、たゞの知識を以てする。

門外漢といふものは、たゞの知識を以てする。

○久山政府委員 それは先日、佐藤さんの御質問にお答えしたしたのであります。大きな制度を確立をいたしました根本のわくについては、もちろんこれを變更することはできぬのであります。そのわくの内で、實際に運営について下便である、不都合であるといふような點、及びそれに關連いたしました、字句その他の問題については、十分委員會において御審議の上、適當に訂正等いただくことは結構だと思ひます。

○大石(ヨ)委員 私は治安委員會が一致團結して、ぜひとも公安委員會を公選にしたいと思ひますが、これを公選にしないと、市長と結託して何をするかわからないといふ憂えがあります。ぜひともこの委員會において團結して、これを公選にすることを願ひます。どうかお願いいたします。

○酒井委員 重複の點を避けて、一二點質問を申し上げたいと思ひます。

第一に警察管區の振わけであります。これは愛知縣などは非常に不満をもつておるもので、どういふ標準でこの六箇所を劃當せられたか、かつての控訴院の管轄、高等裁判所の管轄から申しても、愛知縣は今まで一つのプロツクの中心になつておりました。なお地理的に見ましても、岐阜縣、福井縣、石川縣、富山縣、靜岡縣、こういうものを一緒にして、愛知縣が中心になつて警察管區の本部ができてよさそうに思ひます。裁判所關係と一致させる點においても異議があると思ひます。なお警察の實體の備わつておる點から見ましても、他のたとえば廣島縣あたりの警察とは問題にならぬ程度に備わつております。そして地理的に最もこの劃振

りは不便である、不合理であると思ひます。だからどうしても、愛知縣名古屋に一つ警察管區の本部を置き、東京警察管區の中の長野、靜岡といふものを名古屋管區へ移す。大阪管區の愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山、これを名古屋管區へ入れて、廣島管區を大阪管區へつづけるという劃當にしますと、地理上からも非常に便利であります。なおたび／＼重ねますが、裁判所の管轄から言ひましてもこれが一致をいたします。警察の實體の備わつておる點から申しましても、名古屋を中心にするといふことは非常に都合がよいと思ひます。しるるにかかわらず、この六箇所のような劃當の原案になりましたのは、どこに理由があるか。これを一つ御答辯願ひたいと思ひます。

○久山政府委員 速記を止めてください。

○門司委員長代理 それでは速記を止めて。

〔速記中止〕

○門司委員長代理 速記を始めて。

○酒井委員 警察官の數と六つの管區の數がわくにはめられておることは、私も心を得ておりますが、しかしこの六つをどこにもつていくかといふことについては、一應政府の方でも努力をして多少變更を得たわけです。そこで、私が今示しました案は、やはり六つの案のうちで劃振りを變えてほしいといふことを言つたわけでありまして、今言ひました通り、高等裁判所の管轄に一致させる、通信、交通、警察の實體、地理的位置、あらゆる面からいつて、私が今申しました案の方がよいじやないかといふことを申し上げたのであります。いかがでしょうか。

○久山政府委員 高等裁判所の管轄の關係等も、もちろん考慮いたしまして、この六つになつておるのであります。て、廣島をはずして名古屋を入れるかどうか。あるいは御意見をもう一度検討いたしてもよろしゅうございませう。これは相當あらゆる面からの総合された結論になつておりますので、今の御意見とこれと、はたしてどちらがあらゆる面から見てもよいのか。御意見がありましたので、これは早急にひとつ研究してみたいと思ひます。

○酒井委員 愛知縣では、大事して運動にくるとかいつておりました。次にもう一つお尋ねしたいのは、公安委員會と辯護士とが兼ねられるかどうかという問題であります。これも辯護士會の方から當局へ質問をしたらしいところ、その回答がどうもはつきりしない點があるようであるし、まづま

ちの點があるようでもございませう。公安委員會の性質から考へてみますと、相當の教養があり、しかも法律的な知識があり、節操を高くもつておると、まあ一般的に見られる辯護士などは、最も適任者ではないかと思はれるのであります。法文の上から言つても、辯護士が兼任できぬという理窟が、どうもわれわれにはわかりかねる。この點ひとつ明確に御答辯願ひたいと思ひます。

○久山政府委員 辯護士だけが兼業できないといふことではないので、これは國家公務員法の規定を準用いたします關係上、その所屬長の許可を得れば、もちろんそういう人でも兼業していいことに法の建前がなつておるのであります。

○酒井委員 その所屬長の許可といふ、所屬長といふのはどこですか。

○久山政府委員 それ／＼公安委員會が所轄されます長でありますから、府縣知事なり、市町村長なり、それ／＼公安委員會の出でまいまするその所轄の長であります。

○酒井委員 それはどういふ理由から、辯護士は許可を得なければならぬのですか。辯護士だからといつて、別にむづかしい規格はないわけですね。

○久山政府委員 辯護士について特にどういふことはないのではありません。すべて公安委員會になる者は、そのほかの職業との兼業についてはその所屬長の許可が要る、こういうことであります。

○酒井委員 時に念を押しておきたいと思ひますのは、この前自治體の監査委員といふものができたときに、どういふ解釋の間違ひか、辯護士はやはり兼務ができないといふようなことで一時除外されておつた。その後よく了解されて兼務できるということになつた。辯護士會あたりで、やはりこの公安委員會について當局へ質問したところ、それは兼務はできないのだといふような答辯をされた人も、どなたか知りませんが、當局の中であつたらしい。だから特に念を入れてお尋ねしたわけでありませう。

それから、檢察廳あたりとの連絡、これはもう前に質問が出たのであります。これが非常に地方警察あたりでは、全國公平にいかないといふ僞みがある。今から思はれておるように思ひますが、各自自治體警察をそれ／＼勝手な方針で犯罪の檢舉に當るといふことに、ある程度なる。もつとも法律上からいつても、微罪不檢舉とかいふようなことは許されておることでありませうので、

どの程度まで微罪にするかといふような點から、一つの口實が設けられ、わざわざ土地の顔役なんといふものは、警察とよく連絡して犯罪を逃れるといふようなことになつてくるのじやないかと思ひます。今までの警察でも、そういう弊害が相當あつた。これについて、何か一つの基準を定めるといふような案でもないのかどうか。そういう點をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○久山政府委員 別にそういうことは考へておらぬのであります。その實體になりますと、一面そういうことが憂へられますと同時に、また半面、今まではある程度がまんをすると思ひますが、無理難題であつたといふような事柄につきましても、今度こそは自分たちのほんとうの警察である、自分たちが選んだ人によつてまた選ばれた人であるといふことであつて、そういうたつたような不當な扱いにつきましては、現在以上にその自治體の住民が關心をもち、また發言の機會が多いのであります。もちろんそういう心配はありますと同時に、また逆に、こういう制度がほんとうに運営されるならば、かえつてそういうたつたような不正が防げるのではないかといふようなことも考へられるのであります。一定の扱いにつきましても、微罪をどうするといふことは、現在考へておらぬのであります。

○酒井委員 人間を非常にりつぱだと思はれると、たいへんあてが運うのではないかと思ひます。結局いろいろ意見は警察に對しても述べる自由は廣くなくとも思ひますが、相手が警察でありますから、下手なことを言へば自

分も何か缺點を拾われる。特に今日の
經濟生活の面を考へてみると、多少や
みでもやらなければ食つていけないの
ありまして、すねにきずもつというよ
うなことは、大きい小さいかの違い
であつて、だれしもほくられたら、
必ず警察のやつかいになるよりなき
を、ほとんどもつておると言つていい
と思ひます。そういう状態の中におい
て、警察についていろ／＼文句を言
うといううなことは、なるほど自由は
許されても、實際上はそんな自由は不
能な自由である形だけの自由である、
こゝに一つは規矩準繩と申しますか、
何か檢査に對するわくといううなも
のでも設けるより方法はないと思ひま
す。これはやつてごらんない。おそ
らく各地でそういう案外正直者が檢査
される。非常に惡辣なやつは、警察と
結託してうまく逃れてしまふというよ
うな逆な現象が私は必ず出ると思ふ。
どうしても當局においては、檢査のわ
くを設けることは必要だと思ひます。
しかし御答辭の必要はありません。こ
れで終ります。

○小委員 だん／＼時間も経つてま
いますし、質問者も大分混雜してお
りますようですから、ごく答辭のしよ
いように簡単に質問をいたします。
法の第三條に「この法律に従ふすべ
ての職員」とありますが、この職員は
何と何を指すか、念のために伺つてお
きたいと思ひます。
それから第四條の地方警察隊につき
ましては、いろ／＼お話がありまして、
すでに盡きたようでございますが、三
萬人新規に増加するということになつ
ております。その養成方法はどういう

方針をとつておられるのか。この法の
中に、大學校その他管區の學校、都道
府縣の學校、いろ／＼ありますが、そ
の内容についてこの法を見たのでは少
しもわかりませんが、その點は御説明
できないものであるか、できるもので
あればお示しを願ひたい、かように思
うのであります。

それから第五十條の二項に制限の問
題がありますが、國家警察と地方警察
との服制を別にすることが書いて
てあります。これはさもなくとも國家
警察を希望しておる者が多いのに、こ
の服制の差別を定めることは士氣の上
に影響はしないか、そういう點につ
いて御見解はいかがでありますか。
それから第五十二條に「前條の特別
區」とは、特別區の連合體を言うか、
それとも個々の特別區を言うか。もし
前者の意なりとせば、前條の規定によ
り連合した特別區の區域内にはという
がごとく、その意味を明瞭に表現する
形を用いられた方がよいと思ふがどう
か、この點を伺つておきたい。

それから第五十三條「特別區の存す
る區域における自治體警察について
は、特別區の存する區域を以て一の市
とみなし、市町村警察に關する規定を
準用する」とありますが、これは法案の
第四十二條というのが「自治體警察に
要する經費は、當該市町村の負擔とす
る。」とあつて、この特別區連合體の
經費その他の經費はたが負擔する
か、「準用する」と書いてありますが、
その點を明確に伺つておきたいと思
ひます。

それから經費の問題であります。が、
昨日千葉縣へまいりまして千葉縣の常
局の意見を聴いてみますと、今度の警
察法でいきますと地方都道府縣の經費
の負擔はない、こういうことを言うて
おりますが、その都道府縣の負擔がな
いために、將來警察事務の進行上遺憾
の點が生じてはしないか、そういう
點を憂へておるといふお話がありまし
た。それらにつきまして當局はどうい
うにお考えになつておりますか、その
點をお示し願ひたいと思ひます。
なお第六十二條に「國家非常事態」と
ありますが、この國家非常事態とは何
を言うか、明瞭に定義を下されるもの
ならば下していただきたい、こういう
ふうに思ふのであります。

それから第六十三條に、國家非常事
態の際「内閣總理大臣によつて一時的
に全警察の統制が行われる」とありま
すが、かかる事件がかりに起つたとき
に、平素の訓練を積んでおかないで、
はたしてそれに應ずることができると
どうか、訓練の方法が少しもございま
せんが、これらについてどういふお考
えであるか、その點を伺ひたいと思
ふのであります。

それからさらに内閣總理大臣が行
うと書いてありますが、實際内閣總理大
臣がこれを行うことができるかどうか
か、誰か代行する者がなければならな
いのじやないか。そういう場合には、
誰が内閣總理大臣の代行をするかとい
うことについて伺つておきたいと思
ひます。

それから第六十七條に「都道府縣公
安委員會、市町村公安委員會及び警察
官又は警察吏員と檢察官との關係は、
別に法律の定めるところによる。」と
ありますが、それはいかなる法律であ
るか。その内容はどうか。またその法
律の施行は本法と關係がなければなら
ないと思ふのですが、何ゆゑにそうい
う法案を同時に告示しにならなかつた
かという點につきまして伺ひたいと思
ひます。

それから第六十七條に「都道府縣公
安委員會、市町村公安委員會及び警察
官又は警察吏員と檢察官との關係は、
別に法律の定めるところによる。」と
ありますが、それはいかなる法律であ
るか。その内容はどうか。またその法
律の施行は本法と關係がなければなら
ないと思ふのですが、何ゆゑにそうい
う法案を同時に告示しにならなかつた
かという點につきまして伺ひたいと思
ひます。

○久山政府委員 第三條の「この法律
に従ふすべの職員」とあります。この
は、結局警察の連署なり管理に關係し
たします職員であります。ただこ
の宣誓の性質上、これは任命者に對し
て宣誓を行うことになると考へており
ますので、すべて任命をいたします
人、國で申しますれば内閣總理大臣、
都道府縣で申しますれば府縣知事、市
町村で申しますれば市町村長というも
のは除外いたしまして、それ以外の公
安委員以下警察職員全部がその任命者
に對して宣誓をする。こういうふう
に解釋をいたしておるのであります。
それから三萬人の増員は、結局これ
は財政の問題と關連をいたしたのであ
ります。しかしこれは財政も苦しいこと
でありますけれども、とにかくこうい
う制度をとりまして以上、増員いたし
ませんと、警察の完全な執行に支障を
きたすことは當然でありまして、また
そういう律前でこの増員も認められて
おるのでありますから、もちろん財
政とにらみ合わせなければなりません
が、なるべく早急に三萬人の増員を充
實いたさなければならぬと考へておる
のであります。この三萬人の養成に
つきましては、この新しい制度に基き
まして、從來以上に教養を高めるとい
う點に中心をおきまして、でき得ます
ならば、最初から府縣の警察學校のみ
ならず、管區の地方警察學校さら引
續いて警察大學校までも教養を受けた
者をもつて警察官に充てたい。これは
理想であります。そのために、それ

つております關係上、その運営につきまして都道府縣に公安委員を設けて管理をいたすのでありますけれども、費用等の負擔につきましては、國家警察はすべてこれを國で負擔するという建前とせざるを得ないのであります。現實の運営が都道府縣内にあります關係上、あるいは現在のように都道府縣がこれを負擔するというふうにした方が、實際の運営上府縣との關係がうまくいくという點も、十分これは考慮に値する考え方であるのであります。一應建前といたしましては、自治體である市町村警察と、國家警察である警察とで、はつきり一方は國が負擔し一方は自治體が負擔する、こういうふうな明確に費用の負擔を區分したたのであります。

非常事態の認定の問題であります。要するにこれは當該事態を處理します場合に、當該地域の個々の警察の力ではできないというふうな状態、しかもそれが國家として放任することができない非常に重大な事態と考えられる場合に、非常事態の布告が行われることと考えるのであります。これは具體的に事態の性質によつて判定すべきものであると考えているのであります。そういう場合に全體の警察を内閣總理大臣が統制したものでありますけれども、平素お互いに別個に存在してあります警察を、そういう非常事態に突如として統一的に運営できるかというふうなお尋ねにつきましては、ごもつともな御意見でありまして、そういう點の缺陷を正す意味におきまして、教養という施設を國家警察が維持管理いたしまして、そこで絶えず新任の教養はもちろんであります。現在

者につきましても、絶えず自治體と國家警察の兩方の警察官を、そういうところ集合いたさせまして統一ある教養訓練を行うというために、この管區本部に相當な大意味の訓練所と申しますか、そういう施設というものを、實は考慮いたしておるのであります。そういう平素同じ施設により、共

同の教養訓練ということによりまして、こういうふうな場合も運営に支障がないように取運びたいと考えておるのであります。もちろん内閣總理大臣の權限によりまして、非常事態の運営が行われるのであります。それに國家地方警察本部の長官以下がその下部の責任者としたしまして、總理の意味を受けまして實際の運営の衝にあたるものと考えるのであります。

それから六十七條の問題は、先ほど來答辯を申し上げたのであります。これはつまり警察官の犯罪捜査に關します權限の問題を刑事訴訟法で規定したものであります。それがいろいろの關係でまだ内容の規定ができておりませんためにこの法案と同時に提出ができません状況にあるのであります。あるいはこの議會には間に合わないかもしれないと思つてあります。従いましてそういう新しいものができます。では、現在の刑事訴訟法の規定によりまして警察官の關係を處理していくことになるのであります。

○小暮委員 だいたい服裝の御答辯がございせんでした。それから警察法の施行に伴い、現在ある特設消防の規定はどうなりますか。これから非常に火災季節にはいり、毎日のラジオに放送されておりますように、國民に向つて消防の注意を喚起されております。

警察法の施行を非常にお急ぎになつておられますが、施行後消防規則はいかようになりますか。

それから警察官の士氣高揚の上から、恩給法についてこの法律にも書いてあります。國家警察から自治體警察に移るときには恩給法は加算され、自治體警察から國家警察に戻るときは通算されないことになつております。その點について警察官の士氣高揚の上から見て、運営の上から見て、これを改正される必要があるのではないかと、この點についてお伺いいたします。

○久山政府委員 政府の意見はただいまお答えをいたしましたのであります。自治體と國家警察とが別個の建前において存立いたします以上、やはりその服裝は明確に區別した方が、それ／＼の責任なり所屬がはつきりいたしました。いろいろの運営上都合がよいと思つてあります。そういう服裝をかえることによりまして士氣に影響があるとは考えないのであります。

それから特設消防署の問題は、實はここ二、三日のうちに消防の組織に關します法案を提出したいと思つておるのであります。それもこの警察の制度にならしまして、すべて市町村に消防の機能を移管すると申します。自治體が消防の責任をもつという建前に立ちまして、現在ありますような消防署も、すべて自治體の消防署として活動することになるような意味合の法案を提出いたすつもりでおるのであります。恩給の問題につきましては、たしかにそういうことが、この人事の交流と相まちまして一つの問題である

のであります。これにつきましては、この地方自治法が制定いたされましたときに、いろいろ國家の官吏と自治體の吏員との間の交流の問題につきまして、やはり同様の問題があるのであります。國家の官吏と自治體の吏員と相互の間の恩給につきましては、別途に考究をいたすということで進みたいと考えております。

○門司委員長代理 それでは本日はこれにて質疑を一應終了したいと思つております。御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○門司委員長代理 御異議ございませんでしたら、本日はこれにて散會いたします。

なお次會は明日の午後一時から開會いたしました。でき得れば、質疑終了後討論、採決に入りたいと思つておりますが、その旨あらかじめ御了承願いたいと思つております。
本日はこれにて散會いたします。
午後零時五十七分散會

昭和二十三年一月九日印刷

昭和二十三年一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局